

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年7月1日

熊谷市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				村岡、平塚新田、万吉楊井	無	令和6年度～令和10年度	吉岡地区資源保全向上活動組織
○				下奈良、四方寺、上奈良中奈良、奈良新田	無	令和6年度～令和10年度	奈良広域協定
○				広瀬、小島、川原明戸大麻生、武体	無	令和6年度～令和10年度	大麻生地区資源保全向上活動組織
○				下増田、西別府、東別府	無	令和6年度～令和10年度	熊谷市別府地域農地・水・環境保全管理協定
○				今井、小曾根、上中条大塚	無	令和4年度～令和8年度	熊谷市中条地域農地・水・環境保全管理協定
○				玉作、小八林、相上箕輪、青山	無	令和6年度～令和10年度	五字資源保全向上活動組織
○				向谷、津田	無	令和6年度～令和10年度	津田向谷地区資源保全向上活動組織
○				善ヶ島	無	令和6年度～令和10年度	善ヶ島資源保全会
○				市ノ坪、道ヶ谷戸、飯塚	無	令和6年度～令和10年度	太田中部地区資源保全向上活動組織
○				原井、上江袋	無	令和6年度～令和10年度	太田南部地区資源保全向上活動組織
○				小江川、須賀広	無	令和6年度～令和10年度	小江川地区活動組織
○				押切、御正新田、三本上新田、成沢、樋春	無	令和6年度～令和10年度	熊谷市御正堰地域農地・水・環境保全管理協定
○				池上	無	令和6年度～令和10年度	池上活動組織
○				久保島、新堀	無	令和6年度～令和10年度	久保島地区農地・水・環境保全会
○				三ヶ尻、拾六間、新堀新田	無	令和6年度～令和10年度	三尻地区農地・水保全管理活動組織

○				八木田、弥藤吾	無	令和6年度～令和10年度	弥藤吾環境保全組織
○				葛和田、大野、日向 俵瀬、弁財	無	令和6年度～令和10年度	秦広域協定
○				板井	無	令和6年度～令和10年度	板井地区活動組織
○				柴、板井	無	令和6年度～令和10年度	柴地区活動組織
○				須賀広	無	令和6年度～令和10年度	須賀広地区活動組織
○				上恩田	無	令和6年度～令和10年度	上恩田地区保全活動組織
○				中恩田	無	令和6年度～令和10年度	中恩田活動組織
○				手島	無	令和6年度～令和10年度	手島地区活動組織
○				小泉	無	令和6年度～令和10年度	小泉農業環境保全組合
○				屈戸	無	令和6年度～令和10年度	屈戸活動組織
○				津田新田	無	令和6年度～令和10年度	津田新田保全会
○				沼黒	無	令和6年度～令和10年度	沼黒・農地・水・環境保全会
○				向谷、高本	無	令和6年度～令和10年度	高本地区活動組織
○				永井太田、八木田、飯塚	無	令和6年度～令和10年度	太田北部地区資源保全向上活動組織
○				玉井	無	令和6年度～令和10年度	玉井地区活動組織
○				柿沼、原島、代	無	令和6年度～令和10年度	大幡地区活動組織
○				江波、上須戸、八ツ口	無	令和6年度～令和10年度	長井北部活動組織
○				上根、上須戸、西城 西野、田島	無	令和6年度～令和10年度	長井南部地区資源保全向上活動組織
○				妻沼小島	無	令和6年度～令和10年度	妻沼小島地区農地・水・環境保全会
○				下恩田	無	令和6年度～令和10年度	下恩田地区環境保全会
○				間々田、妻沼台、出来島 男沼	無	令和6年度～令和10年度	男沼地域資源保全会
○				中曽根	無	令和3年度～令和7年度	中曽根地域資源保全会
○				塩、小江川	無	令和3年度～令和7年度	塩・船川地区活動組織
○				野原	無	令和3年度～令和7年度	野原地区環境保全活動組織
○				肥塚	無	令和3年度～令和7年度	肥塚地区活動組織
○				吉所敷	無	令和3年度～令和7年度	吉所敷地区環境保全会
○				佐谷田、太井、平戸、戸出	無	令和4年度～令和8年度	佐谷田・太井地域保全活動組織
○				妻沼	無	令和5年度～令和9年度	妻沼地区環境保全活動組織
○				津田、津田新田	無	令和5年度～令和9年度	天水地区保全会